



金 沢 市 公 報

第 3 2 2 2 号

令和 8 年(2026年) 7 月21日

〒920-8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
●告 示	
○令和 8 年告示第84号（ふるさと納税寄附金等に係る指定納付受託者の指定について）で告示した事項の変更について（地域力再生課）	1
○自転車等を移動し、保管したことについて（交通政策課）	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて（ ” ）	2
○令和 6 年告示第78号（卯辰山公園健康交流センター千寿閣の指定管理者の指定について）の変更について（福祉政策課）	3
○令和 8 年告示第70号（金沢市老人福祉センターの指定管理者の指定について）の変更について（ ” ）	3
○令和 8 年告示第137号（金沢市老人福祉センターの特別室及び農園の使用料の徴収事務の委託について）の変更について（ ” ）	3
○令和 8 年告示第138号（卯辰山公園健康交流センター千寿閣の使用料の徴収事務の委託について）の変更について（ ” ）	4
○令和 7 年告示第103号（金沢健康プラザ大手町の指定管理者の指定について）の変更について（健康政策課）	4
○令和 8 年告示第134号（金沢広域急病センターの使用料の徴収事務の指定公金事務取扱者への委託について）の変更について（ ” ）	4
●公 告	
○予防接種を行うことについて（ ” ）	4
○都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について（都市計画課）	5
○国土調査法の規定に基づく地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧について（危機管理課）	5
●農業委員会告示	
○令和 8 年第 7 回金沢市農業委員会総会の招集について（農業委員会事務局）	6
●公営企業告示	
○公共下水道の併用及び終末処理場による下水の処理の開始について（下水道整備課）	6

告 示

●金沢市告示第202号

令和 8 年告示第84号（ふるさと納税寄附金等に係る指定納付受託者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和 8 年 7 月21日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社トラストバンク	事務所の所在地	東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号	東京都港区北青山 2 丁目 14 番 4 号	令和 8 年 7 月 21 日

●金沢市告示第203号

金沢市自転車等駐車場条例（平成 3 年条例第 1 号）第11条第 1 項（同条例第17条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成 3 年規則第 3 号）第 7 条（同規則第13条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 7 月21日

金沢市長 村 山 卓

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 金沢市営割出駅前自転車駐車場
 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
 金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場
 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
 金沢市営北間駅前自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

自転車 56台

3 自転車等を移動し、保管した日

令和8年6月1日から同月30日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市二口町二24番地5

公益社団法人金沢市シルバー人材センター

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 令和8年7月22日から同年10月21日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第204号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和8年7月21日

金沢市長 村 山 卓

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数		
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	4台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	2台
久安2丁目地内	自	転	1台
藤江南2丁目地内	自	転	1台
久安1丁目地内	自	転	1台

常盤町地内	自 転 車	1 台
本町2丁目地内	自 転 車	1 台
米泉町10丁目地内	自 転 車	1 台
上辰巳町地内	自 転 車	1 台
片町1丁目地内	自 転 車	1 台
東山1丁目地内	自 転 車	1 台
東山1丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1 台
堀川新町地内	自 転 車	1 台
鳴和1丁目地内	自 転 車	1 台
大友町地内	自 転 車	1 台
鳴和町地内	自 転 車	1 台
古府3丁目地内	自 転 車	1 台
御所町2丁目地内	自 転 車	1 台
長土堀2丁目地内	自 転 車	1 台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和8年6月1日から同月30日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和8年7月22日から令和9年1月21日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第205号

令和6年告示第78号（卯辰山公園健康交流センター千寿閣の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和8年7月21日

金沢市長 村 山 卓

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
指定管理者の所在地	金沢市大手町3番23号	金沢市兼六元町7番15号	令和8年7月1日

●金沢市告示第206号

令和8年告示第70号（老人福祉センターの指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和8年7月21日

金沢市長 村 山 卓

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
指定管理者の所在地	金沢市大手町3番23号	金沢市兼六元町7番15号	令和8年7月1日

●金沢市告示第207号

令和8年告示第137号（金沢市老人福祉センターの特別室及び農園の使用料の徴収事務の委託について）で告示した事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定により指定公金事務取扱者から事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示します。

令和8年7月21日

金沢市長 村 山 卓

名 称	事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
公益財団法人金沢健康福祉財団	金沢市大手町3番23号	金沢市兼六元町7番15号	令和8年7月1日

●金沢市告示第208号

令和8年告示第138号（卯辰山公園健康交流センター千寿閣の使用料の徴収事務の委託について）で告示した事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定により指定公金事務取扱者から事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示します。

令和8年7月21日

金沢市長 村 山 卓

名 称	事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
公益財団法人金沢健康福祉財団	金沢市大手町3番23号	金沢市兼六元町7番15号	令和8年7月1日

●金沢市告示第209号

令和7年告示第103号（金沢健康プラザ大手町の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和8年7月21日

金沢市長 村 山 卓

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
指定管理者の所在地	金沢市大手町3番23号	金沢市兼六元町7番15号	令和8年7月1日

●金沢市告示第210号

令和8年告示第134号（金沢広域急病センターの使用料等の徴収事務の指定公金事務取扱者への委託について）で告示した事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定により指定公金事務取扱者から事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示します。

令和8年7月21日

金沢市長 村 山 卓

名 称	事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
公益財団法人金沢健康福祉財団	金沢市大手町3番23号	金沢市兼六元町7番15号	令和8年7月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告します。

令和8年7月21日

金沢市長 村 山 卓

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
---------	-------------	-----------	-----------

带状疱疹	(1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の7に規定する者	令和8年8月1日から 令和9年3月31日まで	別冊「金沢市B類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおり
------	---	---------------------------	-------------------------------------

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっている者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 带状疱疹に係る定期の予防接種を受けたことのある者
- (6) (2)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

带状疱疹に係る定期の予防接種の対象者であった者で、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過するまでの間、予防接種を受けることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

令和8年7月21日

金沢市長 村 山 卓

都市計画の種類	都市計画を決定する 土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金 沢 都 市 計 画 地 区 計 画	金沢市北袋町、芝原町、羽場町、東町、湯涌町、湯涌荒屋町及び湯涌田子島町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	令和8年7月21日から 同年8月4日まで	地域交流拠点 湯涌地区

金沢市栗崎町を、ホ、ル及びヲの各一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和8年7月21日

金沢市長 村 山 卓

1 地図及び簿冊の名称

金沢市（栗崎町を、ホ、ル及びヲの各一部）の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

令和8年7月21日から同年8月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

3 閲覧場所

金沢市危機管理監危機管理課被災地区復旧推進室（金沢市ものづくり会館内）

4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者（金沢市）に対し、訂正の申し出をすることができます。

- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。
- 6 閲覧は、期間中午前9時から午後5時45分までの間とします。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第 8 号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1 項の規定により令和 8 年第 7 回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第 3 号）第 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 7 月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

- 1 日時
令和 8 年 7 月28日 午後 4 時
- 2 場所
金沢市第二本庁舎 2301会議室
- 3 議案
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第 3 条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の 6 第 1 項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (5) 租税特別措置法第70条の 4 第 1 項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (6) 非農地証明願について
 - (7) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
 - (8) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
 - (9) 金沢農業・農村総合振興計画の変更に関する意見決定について
 - (10) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定による土地改良事業参加資格の承認について
 - (11) 地域計画に関する意見決定について
 - (12) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第12号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局下水道整備課において、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 7 月21日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和 8 年 8 月 1 日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 金沢市南新保土地区画整理事業地の一部
 - (2) 松島町の一部
 - (3) 末町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

- (1) 2 の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市湊 3 丁目 5 番地 8

名称 臨海水質管理センター

- (2) 2 の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市下安原町東1301番地

名称 犀川左岸浄化センター

- (3) 2 の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市東力町ハ272番地

名称 西部水質管理センター

5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

令和8年(2026年)7月21日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄